

2026 年度

一般財団法人

草の根サイバーセキュリティ推進協議会

助成事業

募集要項

この助成事業の目的は、サイバーセキュリティに関する啓発の推進・支援、人材の育成、情報の共有を行うことにより、IT で困っている人を「置き去りにしないセキュリティ」を実現し、サイバーセキュリティを基軸としたデジタル社会の形成に貢献するために、地域において積極的に活動する団体・個人等を支援することです。

【募集期間】

2026 年 6 月 12 日（金）～2026 年 7 月 12 日（日）

1. 助成の対象

公益を目的とし、「デジタル社会形成基本法」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「サイバーセキュリティ基本法」及びその他関係法令に則して、次の分野の範囲において、地域に密着して活動する非営利型の法人、相当の団体又は個人に対して助成する。

- ①地域においてデジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境を作っていくための事業
- ②情報リテラシー、情報モラル及びサイバーセキュリティ等に関する普及及び啓発に関する事業
- ③情報リテラシー、情報モラル及びサイバーセキュリティ等に関する調査、研究及び情報の提供に関する事業

2. 助成金の名称及びその内容

名称：	2026年度 Grafsec 助成金
内容：	上記助成対象の範囲において、 【既存事業への助成】これまで自主財源や公的機関からの助成により実施され、効果が認められる事業が、何らかの事由により財政的に継続が困難な事業。 【新規事業への助成】これまでの活動を通じ、効果が想定される若しくは実証的に行う必要性のある事業。

3. 申請（助成）事業者の義務・注意事項

- ・助成事業者は、助成を受けるにあたって、助成金交付規程に従うこと。
- ・他の助成金との併給は不可とする。
- ・助成事業に変更等が生じる場合には、Grafsec 代表理事に速やかに報告し、その指示を受けること。
- ・助成期間中、事務局から依頼があった場合は、所定の期日までに実施状況を報告すること。
- ・助成事業完了時には、速やかにその報告書を代表理事に提出して報告すること。また事業遂行時には、Grafsec の助成事業であることを明確にすること。
- ・助成金は、申請事業実施のみに必要な費用（謝金、会場費、出張費、物品費、印刷費、会議費等）を原則とし、事業（プロジェクト）の管理費、菓

代等は原則、対象外とする。但し、必要と認められ、当協議会が承認した場合はその限りでない。なお、対象となる費用であっても、特定の費目に偏った内容となっている場合や、助成金に大きく依存した事業構成となっている場合には、事業の実施や継続性への影響を踏まえ、審査において調整または対象外とすることがある。

- ・申請者以外が主催する事業への助成は原則として対象外とする。但し、当協議会が承認した場合はその限りでない。
- ・申請者が主に民間企業中心で構成される団体である場合、その団体が実施する事業への助成は、所属企業の業務外の活動かつボランティアであるならば斟酌し、検討対象とする。
- ・申請者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等資金提供を受ける場合も対象外とする。

4. 助成金額

2026 年度助成金総額	100 万円
助成件数	3～4 件程度
1 件あたりの助成額上限	30 万円

(助成金の交付方法について)

助成金は、原則として交付決定助成金総額の概ね 7 割を事業開始前に交付（着手時交付金）する。事業完了後、実績報告書の提出および助成金額確定後に、残額を交付する。なお、具体的な交付額および交付時期については、交付決定通知書において定めるものとする。

5. 助成対象となる事業の実施期間

2026 年 11 月 1 日～2027 年 10 月 31 日

- ・着手時交付金は 2026 年 10 月末頃の支払いを予定。

6. 応募方法

助成金の申請をする者は、助成事業の目的、助成事業に要する経費その他必要な事項を記載した助成金交付申請書（様式第 1 号）を代表理事あてに下記の申込み・問合せ先まで、電子メール又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、当日消印有効。

7. 募集期間

2026年6月12日（金）～ 2026年7月12日（日）

8. 選考方法

Grafsec が選任する審査員による審査を経て、Grafsec 理事会において決定する。審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や現地調査もしくはヒアリング等を行なう場合がある。

（参考）選考にあたり重視する事項は、巻末を参照のこと。

9. 決定の通知

選考結果については、上記理事会での決定後、助成金決定通知書（様式第2号）をもって通知する。尚、不採択理由についてはその開示は行わない。

10. 申込み・問合せ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-16-1

一般財団法人草の根サイバーセキュリティ推進協議会
助成制度応募係

E-mail : office_atmark_grafsec.or.jp

（送信の際には「_atmark_」を「@」に変更してお送りください。）

TEL : 03-6757-6007

応募用紙は、一般財団法人草の根サイバーセキュリティ推進協議会のホームページからダウンロードしてください。

https://www.grafsec.or.jp/aboutus/business_summary/grantproject/

以上

(参考) 選考にあたり重視する事項 (追記)

1. 事業の地域性

- ・事業を実施しようとする地域内の利益の増進に寄与する事業であるか。
- ・地域間の連帯を深め、関わる者の一体感を高める事業であるか。
- ・地域の特色を活かすための創意工夫があり、独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。
- ・地域の安心安全なインターネット利用環境の向上に寄与する事業であるか。
- ・地域の課題を的確に把握し、問題解決に向けた事業であるか。
- ・地域の資源を有効活用する事業であるか。

2. 事業の公益性

- ・事業が社会的に開かれたものであり、その参加者等の拡充の努力があるか。
- ・事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業ではないか。
- ・政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした事業ではないか。
- ・地域のニーズを的確に把握した事業であるか。
- ・不特定多数の市民の利益の増進に寄与する事業であるか。

3. 事業の具体性

- ・助成事業の募集要項の対象となる事業であるか。
- ・事業実施効果がテーマの目指す方向性に寄与し、問題解決に向けた事業であるか。
- ・当該団体等の過去の実績等から推測し事業を確実に実施できるための体制が十分なものになっているか。
- ・事業の目的及び内容に優れている点が認められるか。
- ・助成を希望する事業にある程度の緊要度が認められるか。

4. 費用の妥当性

- ・経費予算の積算が適当であるか。
- ・期待される効果に対して費用が妥当であるか。
- ・事業に要する経費に対し、その負担が適切であるか。
- ・法人・団体の運営及び経理等に明らかな不正がないか。

5. 事業の発展性及び継続性

- ・活動中での本事業の位置づけが明確で、今後の活動がより発展するための十分な効果が期待できるか。
- ・継続的で自主的な活動が今後見込まれるか。
- ・事業が地域内に広がり、様々な波及効果が期待できるか。
- ・事業効果が地域の発展に期待できるか。